

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康管理(予防接種法)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行方市は、健康管理(予防接種法)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

行方市長

公表日

令和3年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理(予防接種法)に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、市内に居住する者に対し予防接種の実施、予防接種情報の管理、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付及び実費徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ○予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務 ○新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
住民健診ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一(第10項, 第93の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第10条, 第67条の2) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二(第16の2, 17, 18, 19, 115の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二の主務省令」という。) 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2, 第59条の2 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号及び別表第二(第16の2, 16の3, 115の2の項) ・別表第二の主務省令 第12条の2, 第12条の2の2, 第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行方市市民福祉部健康増進課 茨城県行方市山田3282-10 0291-34-6200
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行方市市民福祉部健康増進課 茨城県行方市山田3282-10 0291-34-6200

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5.評価実施機関における担当部署名①部署	保健福祉部健康増進課	市民福祉部健康増進課	事後	
	I-5.評価実施機関における担当部署名②所属長の役職名	健康増進課長 高柳 信哉	健康増進課長	事後	
	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	行方市保健福祉部健康増進課 茨城県行方市山田3282-10 0291-34-6200	行方市市民福祉部健康増進課 茨城県行方市山田3282-10 0291-34-6200	事後	
	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	行方市保健福祉部健康増進課 茨城県行方市山田3282-10 0291-34-6200	行方市市民福祉部健康増進課 茨城県行方市山田3282-10 0291-34-6200	事後	
	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(追加)		事後	
	IV-2 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-3 目的を超えた紐付け事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-3 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-5 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-7 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-8 実施の有無	(追加)		事後	
	IV-9 従業者に対する教育・啓発	(追加)		事後	
令和2年12月18日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第16の2, 17, 18, 19の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二の主務省令」という。) 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7号及び別表第二(第16の2, 16の3の項) ・別表第二の主務省令 第12条の2, 第12条の2の2	事後	
	II-いつ時点の計数か	令和1年6月28日	令和2年12月18日	事後	
	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	「接続しない(入手)」「接続しない(提供)」に○の記載	「接続しない(入手)」「接続しない(提供)」に○記載削除	事後	
令和3年3月10日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種者の管理	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、市内に居住する者に対し、予防接種の実施、予防接種情報の管理、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付及び実費徴収に関する事務を行う。	事前	
	I-3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第10項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一(第10項, 第93の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第10条, 第67条の2)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二(第16の2, 17, 18, 19の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二の主務省令」という。) 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第7号及び別表第二(第16の2, 16の3の項) ・別表第二の主務省令 第12条の2, 第12条の2の2 	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二(第16の2, 17, 18, 19, 115の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二の主務省令」という。) 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2, 第59条の2 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第7号及び別表第二(第16の2, 16の3, 115の2の項) ・別表第二の主務省令 第12条の2, 第12条の2の2, 第59条の2 	事前	
令和3年12月1日	I-1特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、市内に居住する者に対し予防接種の実施、予防接種情報の管理、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付及び実費徴収に関する事務を行う。</p>	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、市内に居住する者に対し予防接種の実施、予防接種情報の管理、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付及び実費徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ○予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務 ○新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事後	
	I-1特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
	I-3個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一(第10項, 第93の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第10条, 第67条の2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一(第10項, 第93の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第10条, 第67条の2) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	事後	
	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二(第16の2, 17, 18, 19, 115の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二の主務省令」という。) 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2, 第59条の2 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第7号及び別表第二(第16の2, 16の3, 115の2の項) ・別表第二の主務省令 第12条の2, 第12条の2の2, 第59条の2 	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二(第16の2, 17, 18, 19, 115の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二の主務省令」という。) 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2, 第59条の2 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号及び別表第二(第16の2, 16の3, 115の2の項) ・別表第二の主務省令 第12条の2, 第12条の2の2, 第59条の2 	事後	
	II-いつ時点の計数か	令和2年12月18日	令和3年1月28日	事後	